

部活動に係る活動方針

活動の基本方針

- 生徒の自主的な参加により、自立を支援する。
- 学習活動と部活動との両立をとおして充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

指導体制の整備について

- 各顧問が活動計画および実績簿を作成し、管理職に提出する。
- 作成した活動計画等は、生徒及び保護者に配布し、周知する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- 教職員は研修等に積極的に参加し、専門的な指導を生徒に提供する。

具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 職員会議等で指導法や生徒情報など定期的に情報交換を行う。
- 心肺蘇生法やAED使用の研修を実施し、全教職員が参加する。
- 部活動費用を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得る。
- 部活動費を適正に処理し、管理職及び保護者へ会計報告を行う。

適切な休養日等の設定について

- 原則、平日1日以上、週休日1日以上の週2日以上の休養日を設定する。
- 原則、定期テスト3日前および定期テスト期間中は活動を停止する。
- 原則、1日の活動時間は、平日2時間程度、週休日は3時間程度とする。
- 長期休業中についても、上記に準じて活動する。